

I 院内感染対策指針

2026年5月27日 改訂

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、院内感染が発生した場合には、原因を速やかに特定し、制圧・終息を図ることは医療提供施設にとって重要である。

- (1) 医療の安全確保と質の向上
- (2) スタンドアードプリコーション（標準予防策）の徹底
- (3) チーム医療と組織的な取り組み
- (4) 職員の安全確保
- (5) 感染症アウトブレイク（集団発生）への迅速な対応

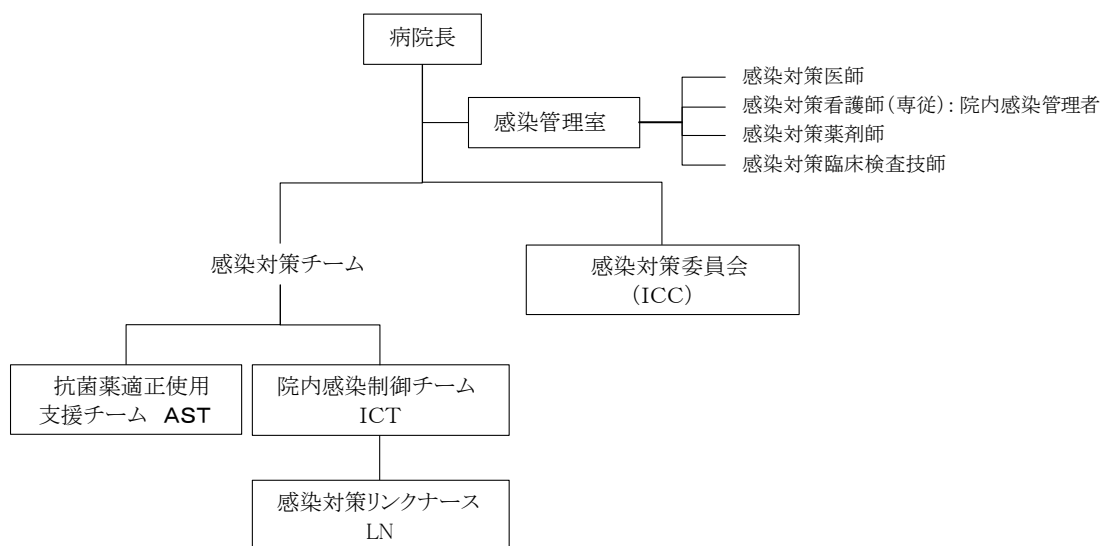
第2条 院内感染対策に関する管理組織

病院管理者（病院長）は、院内感染対策を組織横断的に推進するため、感染管理室を設置し、院内感染管理者を配置する。感染管理室は、院内感染対策に関する実務部門として、感染対策委員会（ICC）、院内感染対策チーム（ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）および各部門と連携し、院内感染防止対策の推進を行う。

院内感染対策 組織体制

院内感染対策 組織図

2026年5月27日 作成



(1) 感染管理室

病院長直轄の機関として感染管理室を設置し、院内の感染対策を実施する。感染管理室は院内感染管理者を配置し、以下の組織と連携しながら、組織横断的に感染管理業務を行う。

(2) 感染対策委員会 (ICC : Infection Control Committee)

病院管理者（病院長）は、関係各部門責任者を構成員として感染対策委員会 (ICC) を組織する。毎月 1 回の定例会を開催し必要時には臨時会議を開催する。

(3) 院内感染対策チーム (ICT : Infection Control Team)

病院管理者（病院長）は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を構成員とする院内感染対策チーム (ICT) を組織し、感染防止に関する業務を行う。

(4) 抗菌薬適正使用支援チーム (AST : Antimicrobial Stewardship Team)

病院管理者（病院長）は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を構成員とする抗菌薬適正使用支援チーム (AST) を組織し、抗菌薬適正使用に関する業務を行う。

(5) 感染対策リンクナース会 (LN)

院内感染制御チーム (ICT) の方針に基づき、各部署における感染予防策の実践・教育・啓発を担う。毎月 1 回の定例会を開催し、現場教育、サーベイランス等のデータ収集を行う。

第 3 条 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的に収集し、的確な感染対策を実施できるよう、各種サーベイランスを実施する。

(1) MRSA などの耐性菌のサーベイランス

(2) 伝播力が強く、院内感染対策上問題となる各種感染症のサーベイランス

(3) 外来・入院病棟におけるインフルエンザ迅速検査数および陽性者のサーベイランス

(4) カテーテル関連血流感染など対象限定のサーベイランス

第 4 条 アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

(1) 各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生を早期に特定し、制圧のための初動体制を含め迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

(2) アウトブレイクまたは異常発生時は、その状況および患者への対応等を病院長事務長に報告する。組織的に対応するため、臨時感染対策委員会を開催し、速やかに感染の発生原因の調査と対策を講じる。経過と対策については、全職員へ周知徹底を図る。

(3) 公表の有無については管理会議で検討し、病院長が最終決定する。

(4) 報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに練馬保健所に届け出る。

第5条 院内研修に関する基本方針

(1) 院内感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図り、院内感染に対する意識を高めるとともに、業務遂行に必要な技能およびチームの一員としての意識向上を目的として実施する。

(2) 職員研修は就職時の初期研修のほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回、全職員を対象に開催する。同じ内容の研修を複数回実施するなど、受講機会の拡大に努める。必要に応じて、各部署・職種ごとの研修も随時開催する。

(3) 研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）を記録し保存する。外部研修の場合は参加実績（受講日時、研修項目等）を記録し保存する。

第6条 患者への情報提供と指針の閲覧に関する基本方針

患者・家族等への情報提供は、病院ホームページに本指針を公開し、あわせて院内感染対策に関する情報公開を適宜行い、院外の医療施設や市民への情報提供を行う。

第7条 その他院内感染対策推進のための基本方針

(1) 職業感染対策

- ① 安全管理室と協働し、針刺し・皮膚粘膜曝露事故の低減に向け、安全機材の選択、適切な使用方法の指導および職員教育を推進する
- ② 健康医学センターと協働し、医療従事者の抗体検査およびワクチン接種状況を把握し、安全な職員配置と職業感染防止体制の整備に努める。

(2) 地域連携

保健所、東京都福祉保健局、および地域における医療施設と連携し、院内感染対策を協力して推進する。

2007年9月27日 改訂

2013年4月 改訂

2014年1月 改訂

2016年1月 改訂

2017年4月 改訂

2019年4月 改訂

2023年6月 改訂

2024年4月 改訂

2026年5月27日 改訂